

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

寒川町長（以下「甲」という。）と神奈川県立寒川高等学校長（以下「乙」という。）との間において、寒川町内に災害による被災者が発生した場合における避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の施設とする。また、施設使用にあたり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用等）

第2条 災害時における乙の施設の使用等は、別途細則で定めるものとする。

（避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。

（避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は甲が行い、事故やトラブル等あるときは甲の責任で解決を図るものとする。

（使用期間）

第5条 使用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ延期することができるものとする。

（使用料）

第6条 乙の施設の使用料は無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料については、原則として甲が負担する。

（使用施設等の現状復旧）

第7条 避難施設として使用することにより乙の施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行わなければならない。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（防災訓練）

第9条 甲が、乙の施設を会場として実施する防災訓練については、別途細則で定めるものとする。

（協議事項等）

第10条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成23年10月7日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除きその効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その一通を保有するものとする。

平成23年10月7日

甲 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
町長 木村俊雄



乙 高座郡寒川町一之宮9丁目30番1号
神奈川県立寒川高等学校
校長 高瀬賢司

